

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

新年 あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
旧年中は大変お世話になり、
ありがとうございました。

本年度も、社員一同、
皆様のお力になれるよう頑張っ
て参ります。
ご愛顧の程よろしくお願
いいたします。



CONTENTS

- 新年のご挨拶…………… P.1
- 2月18日から所得税の
確定申告が始まります！…… P.1
- 2013年
税制改正大綱の議論開始…… P.2
- 消費税 簡易課税制度の
見直しか？…… P.2
- 売上1千万円でも、事業を
売する方法・買う方法！… P.3
- 期間限定！
国民年金の後納制度…………… P.3
- 土地の価格を知らう
4種類もある土地の価格情報… P.4
- クッキーとビスケット…………… P.5
- 1月度の税務スケジュール…………… P.5
- 今月の名言録…………… P.6
- Asak's Tweet…………… P.6

昨年末の政権交代以降、為替の円安基調や株価の上昇などこれまでになく
明るい話題が増えてきているように感じています。さまざまな評論家の意見では、
一時的なものであり楽観視できないとの話もありますが、心情的にはそうならない
ことをつつい期待してまいります。

さまざまな環境要因はありますが、まずは自分たちでできることは確実に実行し、どんな状況でも、
事業成長していけるようにしましょう。私たちは、その皆様の成長のお手伝いができることが、
喜びであり、やりがいでもありますので、精一杯頑張っ
て参ります。
平成25年が皆様にとってすばらしい1年となりますことを祈念しております。



2月18日から所得税の確定申告が始まります！

平成24年度の確定申告が近づいてきました。確定申告をされる方は、お早めにご準備をお願いします。
昨年度に当事務所にて申告させていただいた方には、個別に各担当者からご連絡させていただきますが、新規にご希望の方
については、お早めにお知らせください。

<確定申告が必要な方>

- ① 事業所得や不動産所得がある方
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与を受けている方で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- ④ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑤ 土地や建物を売却された方
- ⑥ 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- ⑦ 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収を
されている方は不要です)
- ⑧ 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の
利益と相殺できます) など



確定申告の準備はお早めに！

2013年 税制改正大綱の議論開始

自民党税制調査会(野田毅会長)は、2013年度税制改正大綱の議論を始めています。民主党政権で税制改正を主導した政府税制調査会は大幅に組織を見直し、自民税調を中心に今月下旬までに大綱を決める予定です。14年4月の消費増税に向け、低所得層に配慮した軽減税率の導入時期など詰めの議論がされます。

民主党から自民・公明両党への政権交代で、税制改正論議は与党主導の方向に大きく変わっています。野田会長は会合後、記者団に「今ある政府税調はなくなる」と明言しており、自民税調が大綱を決定し、政府は大綱に沿って税法改正案をまとめる流れのようです。政府税調は有職者が中期の方向性を議論する2009年までの自民党政権の形式に戻す方向です。

民主党は政権交代後、政府税調を閣僚など国会議員らで構成したうえで権限を一元化していましたが、与党との調整が難航する場面も目立ち、野田佳彦政権では民主党に税制調査会を復活させており、決定過程がわかりにくくなっていました。

今回の大綱における最大の課題は、2014年4月の消費税率引き上げに向けた環境整備があります。自公両党が政策合意に盛り込んだ軽減税率は、公明党が「消費税率8%時の実現を目指す」とする導入時期や税率を抑える対象の線引きの議論が本格化してきます。

食料品などの消費税率を低く抑える軽減税率は欧州各国が導入しており、日々の買い物で負担が増えないという点で恩恵が分かりやすい方法です。

一方で対象とする商品やサービスの線引きは難しいのが実状です。消費税率が8%の段階で食料品を5%に据え置くと、1・5兆円～2兆円の減収になるとの予算もあり、財務省は反対の立場です。民主党も低所得層への対策は現金給付と税額控除を組み合わせさせた仕組みを主張し、納税の実務が煩雑になるとして、中小企業団体も反対しています。



その他では、経済産業省が要望している自動車取得税(地方税)・重量税(国税)の廃止も調整が難航しそうです。自動車業界が消費増税に合わせたユーザー負担の軽減を求めているのに対し、約9000億円の減税分を補う財源のめどがないからです。

これについては、財務省と総務省が反対しており、短期間で落としどころを探るのは容易ではなさそうです。

また、消費増税前の駆け込み需要を避けるために必要な住宅の購入支援などと合わせて、自民党税調は3党合意に沿う改正案の策定を模索することになりそうです。



消費税 簡易課税制度の見直しか？

平成26年4月から消費税率が引き上げられることもあり、会計検査院では、消費税の簡易課税制度について検査を実施し、報告書を会計検査院のホームページで公開しています。http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/24/h241004_1.html

この報告書によると、決算書等を基に課税仕入率の平均を試算し、事業区分ごとにみなし仕入率と比較すると、全ての事業区分でみなし仕入率が課税仕入率の平均を上回っていたとしています。みなし仕入率が課税仕入率を上回っているということは、消費者から預かった消費税額のうち、国庫に納付されずに事業者に残る部分があり、差益が生じていることとなります。

表1 簡易課税制度に係るみなし仕入率及び課税仕入率

区分		事業区分				
		第1種事業	第2種事業	第3種事業	第4種事業	第5種事業
みなし仕入率(%)		90	80	70	60	50
法人 (1,040事業者)	課税仕入率(%) (事業者数)	80.4 (141)	70.9 (133)	60.5 (141)	45.4 (137)	34.6 (488)
	個人事業者 (991事業者)	85.2 (129)	76.4 (131)	64.0 (129)	52.5 (140)	29.3 (462)
計 (2,031事業者)		82.3 (270)	73.5 (264)	62.1 (270)	48.7 (277)	32.4 (950)

注(1) 簡易課税制度適用者については、申告実績から課税仕入税額を把握することができないため、決算書等の売上原価、販売費及び一般管理費等の必要経費額から、課税仕入れに該当しない非課税仕入れ及び不課税仕入れの額を控除して課税仕入高を把握する方法等により、課税仕入率を試算した。

注(2) 固定資産の取得費は課税仕入れに加算していないが、使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満等の少額減価償却資産について、取得価額相当額が必要経費等として把握できる場合には、当該金額を課税仕入れに加算している。

その中でも、第5種事業(サービス業等)については課税仕入率の平均が32.4%となっており、みなし仕入率との差が顕著な状況となっています。また、その差が20ポイント超上回っている事業者が全体の49.4%にもなっているそうです。

消費税率の引上げが行われれば、益税はますます増大していくことが懸念されることから、会計検査院では、今後も簡易課税制度を含む消費税全般について引き続き注視していくとしています。

売上1千万円でも、事業を売る方法・買う方法！

「後継者がいない」「先行きが不安だ」「自社を発展・拡大させたい」など事業課題はたくさんありますが、これまで事業規模の小さな中小企業においては、大企業が行っているようなM&Aによる事業承継が行えるサービスがなかったのが実状でした。

そこで、M&Aセンターが小規模事業を対象にした「事業承継サービス」を開始し、これまでにない低料金で、皆様の事業を売りたい・事業を買いたいというニーズにお応えできるようになりました。

手続きは、弊社にある登録シートで完了し、まずはそのニーズ登録だけなら、登録料金も発生しません。

お気軽にご相談ください。

それから、同封の別紙でもご案内しておりますが、下記日程でセミナーも開催される予定です。もし、お時間のご都合がよろしければ是非ご参加ください。

- 日時 2013年1月30日(水) 14時～15時30分
- 会場 ウィンクあいち 1103会議室 (名古屋市中村区名駅4丁目4-38)

※ 詳細は別紙参照

期間限定！国民年金の後納制度

平成24年4月から7月までの国民年金保険料の納付率は54.2%となり、依然、納付率の低下が止まらない状況になっています。厚生労働省では強制徴収の実施などを行って納付率を上げることに努めていますが、効果的な対応とはなっていないようです。このような中、納付忘れがある国民年金保険料を10年分まで遡って納付できる「後納制度」が平成24年10月1日から始まりました。

1.国民年金保険料の納付と後納制度

通常、国民年金保険料は毎月14,980円(平成24年度)を翌月末日までに納付することになっています(※)。この納付を行わなかった場合には、これまでも過去2年分まで遡って納付することができましたが、平成24年10月1日よりこの期間が延長され、10年分まで遡って納付できることになりました。この後納制度を利用することで、将来的な年金額が増加することや年金の受給資格が得られるといったメリットを受けることができます。

※前納制度もあります。

2.後納制度が利用できる人と後納する場合の額

後納制度が利用できる人は以下のような人であり、既に老齢基礎年金を受給している人は利用できません。

- ①20歳以上60歳未満で、過去10年以内に納め忘れや未加入の期間がある人
- ②60歳以上65歳未満で、任意加入中に納め忘れがある人
- ③65歳以上で年金受給資格がなく、任意加入中の人など

納付額は、納付していない年度により異なり、平成22年度分より以前の分を納付する場合には加算額がつくことになるため、納付額は当時の保険料額に加算額を加えた後納保険料額(右表)となります。なお、この加算額は毎年度、改定されます。

後納保険料額

年度	当時の保険料額	加算額	後納保険料額
平成14年度	13,300円	1,640円	14,940円
平成15年度	13,300円	1,420円	14,720円
平成16年度	13,300円	1,210円	14,510円
平成17年度	13,580円	980円	14,560円
平成18年度	13,860円	750円	14,610円
平成19年度	14,100円	540円	14,640円
平成20年度	14,410円	350円	14,760円
平成21年度	14,660円	180円	14,840円
平成22年度	15,100円	加算なし	15,100円

3.後納制度が利用できる期間

この後納制度は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年に限定された措置です。更に、納付できる期限は月ごとに到来するため、平成14年12月分の保険料の納付は平成24年12月31日までとなります。時間が経つにつれ、より古い未納期間分は納付できないこととなりますので、後納制度を利用する場合にはなるべく早めに対応しましょう。

4.後納制度を利用する際の手続き

老齢年金を受給するためには、一部の免除制度利用者等を除き、国民年金に一定期間加入し、国民年金保険料を納付する必要があります。この期間は現在25年となっておりますが、平成27年10月より10年に短縮されることが決定しています。これは、納付率が低下することによって老齢年金を受給できない人が増加することへの対策の一つです。後納制度と併せてこのような措置が取られていますが、受給資格を満たすとともに、老齢年金額を増やすためにも、未納期間がある人は後納制度を積極的に利用することが望まれます。

なお、日本年金機構では、後納制度の利用が可能と思われる人に対し、平成24年8月から、「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」を、順次送付しています。

土地の価格を知ろう ～4種類もある土地の価格情報～

不動産を売買するときに、対象となる不動産や地域の相場を知る上で参考となる様々な価格情報があります。実際の不動産の取引価格を知ることはなかなか容易ではありませんが、土地については、公的な価格情報が公表されています。

その代表的なものとして、国土交通省が実施している地価公示と、都道府県が実施している地価調査、国税庁が実施している相続税評価があります。その他、国土交通省が提供している「土地総合情報システム」では、アンケート調査に基づいて、実際に取引された土地の価格情報がインターネットで提供されています。

不動産取引を検討する場合、対象土地の近隣におけるこれらの価格を調べてみると良いでしょう。

◆ 土地の価格情報

物件種別	価格情報	実施機関	内容
土地	地価公示	国土交通省	公的機関が評価した価格(※)
	地価調査	都道府県	公的機関が評価した価格(※)
	相続税評価	国税庁	公的機関が評価した価格(※)
	土地総合情報システム	国土交通省	不動産の購入者へのアンケート調査で把握した実際の取引価格情報

(※)公的機関が評価した価格であって、実際に取引された価格ではないことに留意してください。

◆ 地価公示(公示価格)

土地の価格に関して、最も代表的な情報である地価公示は、地価公示法に基づき、国土交通省土地鑑定委員会が、毎年3月下旬に公表するものです。地価公示では、全国で約3万地点の「標準地」が選定され、毎年1月1日時点を基準日として、それぞれの標準地の価格が公示されます(公示された価格を「公示価格」といいます)。各標準地につき2名以上の不動産鑑定士が行った鑑定評価に基づき、その正常な価格を土地鑑定委員会が判定します。公示価格は、一般の土地取引価格の指標となるだけでなく、公共用地の取得価格の算定基準ともなっています。

◆ 都道府県地価調査(基準地価)

地価公示と並んで、代表的な土地の価格情報である都道府県地価調査は、国土利用計画法施行令第9条に基づき、都道府県知事が、毎年9月に公表するものです。地価調査では、全国で2万数千件の「基準地」が選定され、毎年7月1日を基準日として、それぞれの基準地の価格が公表されます(公表された価格を「基準地価」といいます)。各基準地につき1名以上の不動産鑑定士が行った鑑定評価に基づき、その正常な価格を都道府県が判定します。基準地価は、公示価格の半年後に公表されることから、不動産取引における地価の変動を速報し、地価公示を補完する役割を担うものと位置づけられます。

◆ 相続税評価(路線価)

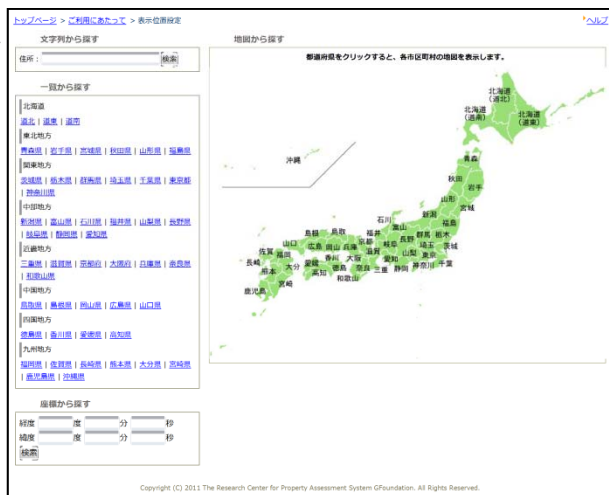
路線価は、相続税や贈与税を計算するにあたって、宅地(土地)の課税価格を評価するための基準となる価額として、毎年8月上旬に公表されるものです。宅地の価額がおおむね同一と認められる路線(道路)ごとに、毎年1月1日を基準日として、地価公示価格、売買実例価額、鑑定評価額、精通者意見価格などを参考として、各国税局の局長が評定し、それぞれの路線の価額が公表されます。評定の基礎となる「標準宅地」は全国で約38万地点(平成20年分実績)が定められており、平成4年以降は地価公示の8割程度となるように評定されています。

不動産取引を検討するにあたっては、対象土地の路線価も参考情報となります。例えば、対象土地と近隣の土地の価格との比較を行う場合に、それぞれの路線価を比較するとおおよその相場を把握することも可能です。

◆ 土地総合情報システム

国土交通省では、不動産売買に関する登記情報を活用して、不動産の購入者に対して購入した物件の価格等に関するアンケート調査を実施しています。このサイトでは、アンケート結果に基づいた取引価格情報(実際に売買された価格情報)が提供されています。対象となる物件は、土地、建付地(建物付き土地)、マンション等で、対象エリアは全国の県庁所在地などの地価公示対象地域です。

地域別に検索すると、実際に取引された物件の価格、おおむねの取引時期、物件概要(土地建物の面積・土地の形状、建物の構造等)、前面道路の状況、用途地域等の情報を閲覧することができます。



ビスケットとクッキー



ビスケットとクッキー。似ているような気がしますがどこが違うのか。

本来的には、ビスケットとクッキーの区分はなかったようです。英語圏では、日本でいうところのクッキーと区別は存在せず、英国では両者を「ビスケット」と呼び、米国では両者を「クッキー」と呼んでいます。米国のビスケットは英国のスコーンに近いもので、日本ではケンタッキーフライドチキンなどを通して知られているものです。

ビスケットの名はフランス語のビスキュイ (biscuit) から来ており、フランス語でbisは「2」を意味する接頭語もしくは「2度」を意味する副詞であり、cuitは動詞cuire(「焼く」を意味する)の過去分詞形であるため、全体として「二度焼いた」という意味を表しています。さらに遡っての語源は、ラテン語の「二度焼いたパン」ビスコクトゥス・パーニス (biscoctus panis) より。これは保存食として作られた堅パンを指し、ビスケットもまた本来は軍隊や航海用の保存食だったそうです。現代フランスにおいても、ビスキュイの語には焼菓子のそれと堅パンの両義があります。

さらにフランスではビスキュイの一種として「サブレ」と呼ばれるものも存在します。これはビスキュイ(ビスケット、クッキー)に比べて、バターあるいはショートニングの量が多く、よりさっくりした食感のものを指しています。

では、私たち日本ではどうなのか？

1971年(昭和46年)に施行された「ビスケット類の表示に関する公正競争規約」において、以下のように定義されています。

- ◆「ビスケット」とは、小麦粉、糖類、食用油脂および食塩を原料とし必要により澱粉、乳製品、卵製品、膨張剤、食品添加物の原料を配合し、または、添加したものを混合機、成型機およびビスケットオーブンを使用し製造した食品をいう。
- ◆「クッキー」とは、次に掲げるものをいう。「手作り風の外観を有し、糖分、脂肪分の合計が重量百分比で40%以上のものの嗜好に応じ、卵、乳製品、ナッツ、乾果、蜂蜜などにより製品の特徴づけをおこなって風味よく焼き上げたもの。

これは、当時の日本にあって、「クッキー」は「ビスケット」よりも高級品だと思われていたため、安価な「ビスケット」を高級品である「クッキー」と区分し、消費者を誤認させないようにするために定められたものだそうです。ただ、この規約は日本ビスケット協会による自主ルールであるため、協会に加盟していなければこれに従う必要はないのです。(ウイキペディア、日本経済新聞より抜粋)

1月度の税務スケジュール

内 容	期 限
12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 1月10日(木) 年2回納付の特例適用者は1月21日(月)
11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)	申告期限 } 納 期 限 } 1月31日(木)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
5月決算法人の中間申告(半期分) (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)	
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)	
消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)(9月決算法人は2ヶ月分)	
支払調書の提出	
固定資産税の償却資産に関する申告	
給与支払報告書の提出	
個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)	

今月の名言録

～ 満足する習慣 ～

人間は、腹がへったときに何かうまいものが食えりゃ幸いだと思し、デパートにでも行って「ああ、あの着物」と思ったときにすぐ、「買ってやろうか」と買ってもらったら、「ああ、幸福だ」と思うだろう。

まあ、それも不幸だとは言わないけれども、本当の人生の幸福とはどういう幸福だということ簡単なんです。人生に何の悶えもないときが一番幸福なんだ。ああ、あれが欲しい、これがこうなりたいというときは、もう幸福じゃないんだよ。一つの要求が出てくると、それが満たされるまでは少しも幸福を感じやしない。

ただ現在与えられたものをもって満足するという、いわゆるその分に安んずる習慣をつけなさい。これが難しいようで、実は易しいんだが、易しいことを難しいように考えるのが人間だ。

「ありのままに我ある世とし生き行かば、悔いも怖れも何ものもなし」

ただ現在与えられたところを試しにヒョイと振り返ってごらん。そうすると、人生に悶えというのは、そう湧いてこないから。

(「ほんとうの心の力」中村天風夫著 PHP研究所)



Asak's Tweet

新年、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。

例年この12月から1月になるたった1日の違いではありますが、気分一新、身が引き締まるような思いを感じ、決意を新たにさまざまなことに取り組む意欲がわいてきます。

数え上げれば、やりたいことは山ほどあるので、毎年その中でいくつ実現できているのやらという状況ですが、ただ、漫然と日々過ごすことのない1年にしたいと思います。

今年の終わりには、どんな報告ができるのか自分自身も楽しみして頑張ります。

(浅岡 和彦)



ASAKからのお知らせ

平成25年より復興特別所得税が課税されることになったことにより、当事務所の報酬につきましても税率が変更となります。口座振替にてご請求させていただいている場合につきましては、1月分より引落額が変更となりますので、ご注意をお願いいたします。

事務所のご案内

〒460-0022
 名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
 TEL: 052-331-0135
 052-331-0145
 FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

